

河川法許可申請(水利使用)添付書類

(河川法第23条、24条、26条第1項又は第27条第1項)

必要書類 (必ず添付してください。)

1. 河川法許可申請書(別記様式第8の甲)
同 (乙の1)
2. 水利資料に係る事業の計画の概要を記載した書面
3. 使用数量の算出根拠
4. 河川の流量と申請に係る取水量及び関係河川使用者の取水量との関係を明らかにする計算
5. 水利使用による影響で次に掲げる事項に関するもの及びその対策の概要。
 - (イ) 治水
 - (ロ) 関係河川使用者の河川の使用
 - (ハ) 竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航(ニ) 漁業
- (ホ) 史跡・名勝及び天然記念物
6. 工作物の新築、改築又は除却を伴う水利使用の許可の申請にあつては、工事計画に係る図書。(工作物の種類により多岐にわたるため、別途指示します。)
7. 法第38条ただし書の同意をしたものがあるときはその同意書の写し並びに同意しないものがあるときはその者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び住所並びに代表者の氏名)並びに同意をするに至らない事情を記載した書面。
8. 河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地、施設若しくは工作物を使用して水利使用を行う場合又は河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する工作物について改築し、若しくは除却して水利使用を行う場合にあつては、その使用又は改築若しくは除却について申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面。
9. 他の行政庁の許認可書(写)
(注)水利使用に係る行為又は事業に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とする場合。
10. 法第39条ただし書に該当するときは、同条ただし書の理由及び同条本文の規定により同時に行うべき他の許可の申請の経緯又は予定を記載した書面。
11. その他

※各図面には、朱書で、河川区域を明示すること。